

## 総合計画審議会の役割等について

### 1 総合計画とは

- (1) 総合計画は、市と市民が目指すべき市の将来像を共有し、その実現に向けて計画的に行政運営を行っていくための基本的な考え方や目標を定めた市の最上位計画です。
- (2) 平成27年度に「活力と創造で 未来を先取る 日本一健康文化都市」をまちの将来像に掲げ、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「第2次袋井市総合計画」を策定しました。
- (3) 「第2次袋井市総合計画」は、次の2つで構成されています。

①	基本構想	令和7年度を目標年次として、袋井市の「まちの将来像」と「まちづくりの基本目標」を定めた市政の最高理念となるもの。
②	基本計画	「基本構想」で示された理念の実現を目指し、具体的な施策展開の方向と達成すべき施策目標を定めたもので、 <u>5年を目処に見直しを実施</u> 。

### 2 総合計画審議会の役割

- (1) 令和7年度をもって、現計画の期間満了を迎えることから、「第3次袋井市総合計画」(計画期間:令和8～令和17年度)の策定を行うため、本計画の案を審議し、意見を取りまとめ、答申を行う「袋井市総合計画審議会」を設置します。
- (2) 本審議会は、袋井市総合計画審議会条例に基づき設置されるもので、所掌事務として「市長の諮問に応じ、本市の総合計画に関する事項を調査審議する」ことが本条例第2条に規定されています。
- (3) 具体的な事務としては、市政の最上位計画である総合計画の策定にあたり、本計画案の審議等を行い、意見等をまとめて結果を市長に答申することになります。

### 3 総合計画審議会委員について

#### (1) 委員の身分について

- ア 総合計画審議会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定に基づく「特別職非常勤職員(地方公務員)」となります。
- イ このため、公務上の災害又は通勤による災害については、袋井市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例で補償されます。
- ウ また、袋井市個人情報保護条例第3条第2項の規定に基づき、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできません。職を退いた後も、同様の取り扱いを受けます。

## (2) 報酬等について

袋井市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償並びにその支給に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり定められています。

(報酬額) 日額 6, 200円 (交通費別、源泉徴収税額含む。)

(費用弁償額) 実費支給

## (3) 任期について

袋井市総合計画審議会条例第4条の規定に基づき、委員の任期は、「委嘱の日から市長の諮問事項に係る調査審議が終了したときまで」と定められています。具体的な任期は次のとおりです。

(任期) 委嘱の日 (令和6年6月13日) から市長の諮問事項に係る調査審議の終了 (令和7年8月末予定) までの約1年3か月

## 4 総合計画審議会の公開について

### (1) 会議録の公開について

審議会での議論の内容について、発言者を特定せずに、発言内容を要約した会議録を事務局にて作成し、公表を予定していますのでご承知おきください。

### (2) 審議会の傍聴について

審議会の開催について、市議会議員への案内に加え、市ホームページにて公表を予定しています。議員または市民等から傍聴の希望があった場合には、公開にて開催することを予定していますのでご承知ください。

### (3) 総合計画審議会だより(仮称)の発行について

総合計画への関心を高めることを目的として、会議の様子や主な意見など写真を添えて紹介する『総合計画審議会だより(仮称)』を作成し、市ホームページなどにて公開することを予定しています。写真の公表が差し支える場合には、事務局までお申し付けください。

## 5 その他

### (1) 会議資料について

会議資料について、①会議当日に机上への紙資料の配布に加え、②メールにて資料データを事前送付することを予定していますので、ご承知おきください。

当日の紙資料が不要である方や紙資料の事前送付を希望する方については、事務局までお申し付けください。

# 袋井市における総合計画の位置づけ

## 1. 市条例における位置づけ

袋井市においては、日本一健康文化都市条例において、「市長は、日本一健康文化都市の実現を図るため、総合的な計画（総合計画）を定めなければならない」と規定している。

## 2. 袋井市の目指すべきまちの姿「日本一健康文化都市」

1993(平成5)年 旧袋井市市制35周年を記念して「日本一健康文化都市」を宣言

2005(平成17)年 旧袋井市と旧浅羽町が合併

2006(平成18)年 袋井市民憲章を制定

わたくしたちは、豊かな自然と文化に恵まれている郷土に誇りをもち、人も自然も美しい健康文化都市をめざして、この憲章を定めます。

2010(平成22)年 目指すべきまちの姿「日本一健康文化都市」を宣言(市制5周年)

2015(平成27)年 日本一健康文化都市条例を制定(市制10周年)

### 【条例制定の背景】

合併後10年を契機に、日本一健康文化都市を現実のものとし、人もまちもすべてが健康で、市民の誰もが郷土に対する「誇り」と「喜び」を感じ、生活の向上と地域の発展を志向するまちづくりを推進するためには、市民、地域団体、事業者等と行政が一体となって取り組むことが重要であることから、市の目指すべきまちの姿とその実現に向けた自治体の自治(まちづくり)の方針を定めた「日本一健康文化都市条例」を制定した。

## 3. 日本一健康文化都市条例と自治基本条例

日本一健康文化都市条例は、自治立法上の最高法規性や市民の権利(住民投票等)に関する規定はないものの、まちづくりにおける基本理念や各主体の役割・責務など、条例のつくりはいわゆる自治基本条例に近く、尊重すべきものとなっている。

【(参考)自治基本条例に規定されることが多い項目と日本一健康文化都市条例】

	前文	基本理念	市民の権利	市民・議会・市の役割・責務	自治体運営の原則	住民自治の仕組み	最高法規性
日本一健康文化都市条例	○	○	×	○	○	△	×

## (参考)市町村における『総合計画』を取り巻くこれまでの経緯とトレンド

1966(昭和41)年 『市町村計画策定方法研究報告』(旧自治省)

計画は、**基本構想－基本計画－実施計画**の3段階に区分して作成することが適当である

- ①**基本構想**－市町村又は市町村の存する地域における将来の目標及び目標達成の施策構想を基本的に取りまとめたもの。
- ②**基本計画**－地域の将来の目標およびその目標に到達するための市町村の施策の大綱を体系づけてとりまとめたもの。
- ③**実施計画**－基本計画で定められた市町村の施策の大綱を市町村が現実の行財政のなかにおいてどのように実施していくのかを明らかにするためのもの

1969(昭和44)年 **基本構想の策定を義務付け**(地方自治法改正)

(旧地方自治法第2条第5項)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、**議会の議決**を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための**基本構想**を定め、これに即して行うようにしなければならない。

～2010(平成22)年 総合計画の形骸化(運用の軽視・予算とは別モノ)

2011(平成23)年 **基本構想の策定を義務付けを廃止**(地方自治法改正)

「地域主権」改革(民主党政権)の一環として、法的根拠が消滅。

～2015(平成27)年 議会の議決事件としての対応

※袋井市議会の議決すべき事件に関する条例(平成26年9月30日条例第15号)において、「基本構想」と「基本計画」について議決すべき事件として定めている。

2015(平成27)年頃～ 自治体経営の根幹として戦略的な活用